

本学の新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり お知らせいたします。

- ▶ 変異株による市中感染が広がっています。基本的な感染予防対策を徹底してください。
- ▶ 登校前には検温と健康観察を行い、発熱・感冒症状等、体調不良を自覚した場合は登校を控えてください。健康観察は登校の有無に関わらず、毎日行いましょう。
- ▶ 気を引き締める時と緩める時の区別をつけストレスを溜めないようにしましょう。早朝の散歩がお勧めです。

新型コロナウイルス感染症について知っておくべきこと

- ・感染しても3～4割のひとは無症状です。症状のあるひとの8割は軽症と言われていますが、新型コロナウイルスの変異株による感染拡大が発生しており、その性質が変化しています。
- ・ひとへの感染力は発症(症状が出る)2日前からあります。また、無症状でも感染力はあるため、知らず知らずのうちに人にうつしてしまう恐れもあります。
- ・若者は無症状～軽症で済むことが多く、高齢になるにつれて重症化する傾向にありましたが、若年層の重症化も発生しています。
- ・症状は、感冒(風邪)症状に類似しており、鑑別がつきません。
- ・自分ひとりの問題と捉えるのではなく、社会全体で蔓延化を阻止しなくてはなりません。



過度に怖がる必要はありません。適切な感染予防対策を実践し、体調不良を自覚した場合は早期から人との接触を控えることでクラスターの発生は免れ、より安全な環境を保持することができます。

また、バランスの良い食事を心掛けること、十分な睡眠、適度な運動を行うことも感染予防の要となります。

(参考)厚生労働省 新型コロナウイルス関連 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

基本的な感染予防対策（飛沫感染・接触感染の予防）

○ユニバーサルマスクング・咳エチケット

お互いが正しくマスクを着用し、うつさない・うつされないよう感染予防に努めましょう。

マスクを外す場面でクラスターが発生しています。マスクなしでの会話は厳禁です。(休憩中 喫煙所 等)

3層式の不織布マスクは機能性に優れています。(但し、理由がありマスクを使用しないかたへの配慮もお忘れなく。)

○手指衛生

ウイルスは共有物を介して手につくこともありますが、顔の粘膜(目・鼻・口)に運ばなければ感染は成立しません。

手指衛生を丁寧に行い感染予防に努めましょう。また、汚染された手でマスクを触らないよう気を付けてください。

手指衛生の方法)石鹸を用いて20秒間手指をもみ洗いする。もしくは、アルコール消毒液を手指によく擦り込む。

○共有物の定期的な消毒

アルコール消毒薬を浸したペーパータオルなどで一日2回ほど共有物を拭き、清潔な状態を保ちましょう。

○3密回避と適切な換気

3密を避け、可能な限り0密環境を整えましょう。換気に努め空気の通り道をつくりましょう。

学内外において、いつもと異なる人と接触する場合は特に感染予防に努める必要があります。

(参考)『感染リスクが高まる「5つの場面」』

<https://corona.go.jp/proposal/>

(参考)密集…ライオン 息の可視化実験『デスクで会話』

<https://www.youtube.com/watch?v=4bOMPbtCwVs&feature=youtu.be>

発熱・感冒症状等体調不良を自覚する場合 は、下記のとおりのご対応をお願いします。

○ **発熱・咳・咽頭痛などの感冒症状が1～3日で消失した場合**

下記①②の両方の条件を満たせば、登校が可能となります。

- ①発症後(症状が出現した日を0日として)より、8日間が経過した
 - ②服薬していない状態で、解熱後72時間が経過しており発熱以外の症状が改善傾向である。
- ※過去8日以内に発熱・感冒症状があった場合も上記基準を踏まえてください。

○ **症状が4日以上持続する、または悪化する場合、基礎疾患がある場合など**

かかりつけ医に電話連絡後に受診をする、もしくは地域ごとに設置の受診・相談センターにご相談のうえ受診する。

※新型コロナウイルス感染症以外の診断であった場合は上記の基準①②の条件を満たした後、登校を開始してください。

(参考)各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

(参考)厚労省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

軽症の新型コロナウイルス感染症は、発症後7日程度で感染力が急激に低下することから、本学では上記基準を設けています。
長期的な経過観察を要しますが、ご協力をお願いいたします

新型コロナウイルス感染症と診断された、濃厚接触者と判断された場合などの対応 について。

○ **新型コロナウイルス感染と診断された場合、濃厚接触者と判断された場合**

下記【大学への連絡について】をご参照のうえ、至急、大学に報告をしてください。

保健所や主治医の指示に従って十分に療養してください。

○ **同居の家族に発熱等の感冒症状がみられる場合**

下記を参照し感染予防に努め、毎日健康観察を行い、ご自身の症状を「体調不良時記録表」に記録してください。
症状のあるご家族が新型コロナウイルス感染症ではない旨主治医の判断を受けた場合は、ご自身の体調に異変が無ければ、一般的な感染予防対策を講じて登校を開始してください。

(参考)厚労省「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

【関連資料】 ① 健康観察シート(毎日の健康観察記録用紙) ② 体調不良時記録表(体調不良時記録用紙)

※大学HPよりダウンロード可能 → 大学HP/学生生活/健康管理・医務室案内

【大学への連絡について】

○新型コロナウイルスの感染が確認された場合、濃厚接触者と判断された場合

メールのタイトルを『新型コロナ報告』とし、庶務課(somu@zokei.ac.jp)と医務室(imushitu@zokei.ac.jp)へ併せて連絡をしてください。ご自身の体調について『体調不良時記録表』に記録をしてください。

○その他、発熱・感冒症状等 体調不良などの自覚症状があったり同居家族に発熱・感冒症状等が見られたりして登校を控える必要がある場合

メールのタイトルを『体調報告』とし、医務室(imushitu@zokei.ac.jp)へメール連絡をしてください。その際に体調について入力した『体調不良時記録表』を添付してください。※これらの場合の欠席は報告により公欠扱いとなります。

【 医務室の利用について 】

① 健康に関するご相談・けが等の応急処置対応について

3密回避の観点から医務室内の混雑や来室者同士の接触を避けるため、滞在時間は最小限にしてください。来室時はマスクを着用し、医務室入口に設置のアルコールで手指消毒を実施のうえ、入室をしてください。

② 大学内で発熱 頭痛 倦怠感 風邪症状を自覚した場合

速やかに帰宅し、医務室へお電話にて状況を報告してください。(帰宅時はマスクを着用すること)

